

平成 24 年 9 月 27 日

各 位

株式会社あおぞら銀行
代表取締役社長 馬 場 信 輔
(コード番号 : 8304)
問合せ先 : 財務部長 芥川知美
(電話 : 03 (3263) 1111)

**自己株式（第五回丙種優先株式）の一部取得および消却に関するお知らせ
（会社法第 459 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得ならびに同法
第 178 条の規定に基づく自己株式の消却）**

当行は、平成 24 年 9 月 27 日開催の取締役会において、会社法第 459 条第 1 項の規定による当行定款第 50 条の規定に基づき、下記のとおり第五回丙種優先株式（以下「本優先株式」といいます。）を株式会社整理回収機構（以下「整理回収機構」といいます。）から取得することおよびその具体的な取得方法を決議し、本日、関係当局の承認をいただきましたので、お知らせいたします。

なお、当行は、上記取締役会において、会社法第 178 条の規定に基づき、取得する全ての本優先株式を消却することを併せて決議いたしました。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

当行は、かねてより公的資金返済を経営の優先課題と位置づけており、平成 24 年 8 月 27 日付で開示しております「あおぞら銀行資本再構成プランならびにあおぞら銀行の目指す姿について」において、今後所定の期間内での公的資金完済に向けた道筋を確かにするとともに、株主の皆様への利益にかなう包括的な資本政策として資本再構成プランを策定した旨を発表いたしました。

本日開催いたしました臨時株主総会において、当該資本再構成プランの実施にかかる資本金の額の減少、自己株式（第五回丙種優先株式）の一部取得および定款一部変更の各議案がいずれも特別決議をもって原案どおり承認可決されるとともに、同日開催した普通株主、第四回甲種優先株主および第五回丙種優先株主による各種株主総会において、定款一部変更の議案が原案どおり承認可決されたことから、当該資本再構成プランの一部として、下記 2 の内容で本優先株式を取得することにより、公的資金の一部 227 億円の返済を実施するものです。

なお、本件自己株式取得は、会社法第 459 条および当行定款第 50 条により、取締役会の決議にゆだねられておりますが、平成 24 年 9 月 27 日開催の株主総会の特別決議をもって、株主の皆様のご意向を予め確認させていただいた上で、同日開催の取締役会の決議に至ったものです。また、本自己株式取得を含む資本再構成プランの全体像につきましては、平成 24 年 8 月 27 日付で開示しております「あおぞら銀行資本再構成プランならびにあおぞら銀行の目指す姿について」をご参照下さい。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|-------------------|--|
| (1) 取得する株式の種類 | 第五回丙種優先株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 44,220,205 株 |
| (3) 株式の取得対価の内容 | 金銭 |
| (4) 1 株あたり取得価額 | 513.34 円 (注) |
| (5) 株式の取得対価の総額 | 22,700,000,035 円 |
| (6) 取得期間 | 平成 24 年 9 月 27 日開催の臨時株主総会終結のときから
平成 25 年 3 月 31 日まで |
| (7) 株式の譲渡しの申込みの期日 | 平成 24 年 9 月 27 日 (平成 24 年 10 月 2 日取得予定) |

(注) 本優先株式の取得価額に関する事項につきましては、平成 24 年 8 月 27 日付「自己株式（第五回優先株式）の取得および消却に関するお知らせ」をご参照下さい。

3. 取引の相手方の概要

- | | |
|---------------|--|
| (1) 名称 | 株式会社整理回収機構 |
| (2) 所在地 | 東京都中野区本町二丁目 46 番 1 号 |
| (3) 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 藤田 昇三 |
| (4) 事業内容 | 貸付債権等の買取りおよびその管理・回収、金融機関が発行する株式等の引受け、金融機関に対する劣後特約付金銭消費貸借による貸付、信託受益権の買取など |
| (5) 資本金 | 120 億円 |
| (6) 設立年月日 | 平成 11 年 4 月 1 日 |
| (7) 大株主及び持株比率 | 預金保険機構 100% |
| (8) 当行と取得先の関係 | |
| 資本関係 | 取得の相手方は、本優先株式 258,799,500 株を所有しております。 |
| 人的関係 | 人的関係はありません。 |
| 取引関係 | 取引関係はありません。 |
| 関連当事者への該当状況 | 該当事項はありません。 |

(注) 本自己株式の取得は、会社法第 158 条および第 159 条に定める手続に従って行われるものであり、会社法第 160 条に定める特定の株主からの取得として行われるものではありません。

以 上